

補 助 人 Q & A 目 次

- Q 1 補助人とは 4
このたび、補助人に選任されましたが、補助人の仕事と責任について教えてください。
- Q 2 同意権の行使 6
同意権を行使する場合には、どのようなことに注意すればよいでしょうか。
- Q 3 取消権の行使 8
被補助人が補助人の同意を得ずに同意を要する行為をした場合、どうすればよいですか。
- Q 4 代理権とは 9
代理権とは何ですか。代理権を行使する場合にはどのようなことに注意すればよいでしょうか。
- Q 5 補助人の最初の仕事 10
補助人に選任されて、まずしなければならないことは何ですか。
- Q 6 補助監督とは 11
「補助監督」というのは、どういうことをするのですか。
- Q 7 被補助人の収入・支出の計画 12
予算を立てるように言われましたが、何をすればいいのですか。
- Q 8 被補助人の財産目録 13
財産目録には、どういうことを書けばよいのですか。
- Q 9 被補助人の預貯金の管理の仕方 14
最近金利が低いので、元本割れの危険はあるものの、利回りがよい方法で運用してもよいでしょうか。
被補助人名義の預金がありますが、補助が開始された後、口座の名義変更等、何かをする必要はありますか。
- Q 10 被補助人の財産の使い道 15
お金を使う際、具体的に、どのようなものに支出してよいのでしょうか。また、支出してはいけないものにはどのようなものがあるのでしょうか。
- Q 11 被補助人の財産の処分 16
被補助人が自宅とは別に所有している土地を売却したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

- Q 12 **被補助人の自宅の処分** 17
被補助人は、入院が長引いており、自宅に戻ることは難しいようです。被補助人の自宅が空き家になっていて不用心なので、売却したいと思っています。問題はありますか。
- Q 13 **遺産分割に当たっての留意点** 18
近々、遺産分割が予定されており、被補助人は相続人の1人です。遺産分割協議にあたり、被相続人の相続分（取り分）をどのように決めたらよいか、思案しています。
- Q 14 **補助人と被補助人の利益が相反する場合** 19
被補助人は、補助人である私の1人息子です。私の夫が死亡したため、遺産分割を行うことになりましたが、手続の際に司法書士から「利益相反になるので臨時補助人の選任が必要」と言われました。これはどういう意味ですか。
- Q 15 **被補助人の財産がなくなったとき** 20
被補助人の財産はほとんどありません。入院費などを支払って全部なくなってしまったら、補助人が被補助人の生活費を負担しなければなりませんか。
- Q 16 **専門家の活用・補助人の追加的選任** 21
補助人に選任され、実際に仕事をしてはいますが、思った以上に大変で、今後、一人で補助人の仕事が続けていく自信がありません。
- Q 17 **補助人に対する報酬の付与** 22
補助人には報酬が支払われると聞きました。被補助人と親族の関係にあってももらえるのですか。もらえるとするれば、どのくらいもらえるのですか。
- Q 18 **補助人の辞任** 23
病気や高齢により、補助人の仕事が続けることができなくなった場合は、どうすればよいですか。
- Q 19 **補助人の任務の終了** 24
補助人に選任されましたが、補助人の任務はいつまで続くのですか。
補助人の任務を終えるときには何をしたらいいのでしょうか。
- Q 20 **補助人であることの証明** 26
補助人であることの証明を求められたときは、どうすればよいのでしょうか。
- Q 21 **登記事項に変更が生じた場合** 28
補助人に選ばれた後、転居したため住所が変わりました。何か手続きが必要ですか。

家庭裁判所に提出する書類

補助事務報告書	30
〈記入例〉	41
財産目録	34
〈記入例〉	45
収支予定表	40
〈記入例〉	47
補助監督時の資料提出に関する注意点	48

法務局関係申請書

(「成年後見人」「成年被後見人」は「補助人」「被補助人」と読み替えてお使いください。)

登記申請書(変更の登記)	50
〈記載例〉	51
記載要領	52
登記申請書(終了の登記)	53
〈記載例〉	54
記載要領	55
登記事項証明申請書(成年後見登記用)	56
〈記載例(1)〉補助人が申請する場合	57
〈記載例(2)〉補助人から委任された代理人が申請する場合	58
委任状	59
委任状の記載例	60